第１号様式（第６条関係）

 　　年　　月　　日

東京都知事　　　　　 殿

　　　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付申請書

　　　　　年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　着手年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　事業区分及び経費内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事 業 費(A+B+C) | 補助対象経費 | 経　費　内　訳 |
| 都補助金(A) | 自己資金(B) | その他(C) |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |  |  |

　　※事業区分については別表１（第３条関係）大区分によること。

４　関係書類

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）誓約書（別紙１－１、別紙１－２）

（４）その他

別紙１－１（第１号様式）

　東　京　都　知　事　　殿

**誓　約　書**

　外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金に係る補助事業について、以下の補助事業者及び連携事業者により共同で取り組みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　　所　在　地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 　　　　　印

連携事業者　　所　在　地

　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 　　　　　印

連携事業者　　所　在　地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　代表者氏名 　　　　　　印

別紙１－２（第１号様式）

**誓　約　書**

　東　京　都　知　事　　殿

外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱第５条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１７条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１９条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　補助事業者　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　連携事業者　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　連携事業者　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

＊法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第２号様式（第６条、第９条、第１０条、第１３条関係）

（１）　事業（変更）計画（実績）書

１　事業を実施する目的

２　経費の内訳（消費税は含めない）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 数　量 | 金額（円） |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

　　（注）具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

第３号様式（第６条、第９条、第１０条、第１３条関係）

（２） （変更）収　支　予　算（精算）　書

１　収　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予　算　額（円） | （精算額）（円） | （増減額）（円） | 備　　考 |
| 都補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 計（事業費） |  |  |  |  |

（注）・国・地方公共団体等の補助金の交付予定がある場合、「その他」の欄に記載して下さい。

２　支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予　算　額（円） | （精算額）（円） | （増減額）（円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
| 小計（補助対象経費） |  |  |  |  |
| 消費税 |  |  |  |  |
| 計（事業費） |  |  |  |  |

 　（注）・変更収支予算書にあっては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで

上段に記載すること。

　　　　 ・積算内訳書（金額の根拠）を添付すること。

　　　　 ・複数の施設を申請する場合は、合計金額を本様式に記載すること。

　　　　 ・消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとする。

第４号様式（第７条関係）

文　書　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で申請のあった　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金については、同補助金交付要綱第７条の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記のとおり交付します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事　　　　　　　　　 印

 記

１　補助金の額　　金　　　　　　　　　円

補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

２　交付の条件

（１）事情変更による決定の取消し等

　　 ア　知事はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

 イ　アの規程による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

（２）承認事項

　　　 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

　　 ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　 イ　事業費及び経費の配分を変更しようとするとき。ただし、配分の変更とは、経費区分ごとの配分額のいずれか低い額の２０％を超える流用増減を行う場合とする。ただし、人件費については補助限度額１千万円を超えて変更することはできない。

　　 ウ　補助事業を中止しようとするとき。

（３）事故報告等

　　　 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（４）遂行命令

　　 ア　知事は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

　　 イ　補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

（５）実績報告

　　　 補助事業者は、補助対象期間中において、東京都の会計年度が終了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

　　 ア　事業実績

　　 イ　収支精算

　　 ウ　その他関係書類

（６）補助金の額の確定

　　 ア　知事は（５）の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

　　 イ　前項の規定により確定すべき補助金の確定額は、初年度（平成３１年度）は補助対象経費の３分の２以内の額、補助限度額５千万円又は交付決定額の最も低い額（１千円未満の端数は切捨て）、次年度（令和２年度）は補助対象経費の２分の１以内の額、補助限度額３千４百万円又は交付決定額の最も低い額とする（１千円未満の端数は切捨て）。

（７）是正のための措置

　　 　知事は（６）の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

（８）交付決定の取消し

　　 ア　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

　　　 (ア)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ)　補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ)　補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(エ) 実施要綱第４条に定める事業実施期間内において、補助金の交付目的を達成することができなくなったとき。

(オ)　その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ　アの規定は、（６）の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（９）補助金の返還

ア　知事は、（８）の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ　知事は（６）の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（１０）違約加算金及び延滞金

ア　知事が（８）アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ　知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ　ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（１１）違約加算金の計算

 （１０）アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（１２）延滞金の計算

　　　 （１０）イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（１３）他の補助金等の一時停止等

　　　　知事は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

（１４）財産処分の制限

ア　補助事業者が補助事業により取得した財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が５０万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第９号様式）により知事の承認を受けなければならない。

イ　前項の定めに該当しない財産であって、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、実施要綱第４条に定める事業実施期間内までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第９号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、実施要綱第４条に定める事業実施期間終了に鑑み、財産を処分する場合はこの限りではない。

　　　ウ　ア及びイの規定により知事の承認を得て、当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付しなければならない。

（１５）帳簿の整理、管理等

　　　ア　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

イ　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

　（１６）遂行状況報告

　 ア　事業の実施期間中において補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

　　　イ　補助事業者は、令和２年度の補助対象期間経過後令和３年度から令和５年度までの３年間、遂行状況報告書（第１１号様式）により事業の状況等を各年度の翌年５月末までに知事に報告するものとする。

（１７）交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱（令和元年５月２２日付３１産労観受第１９３号）を遵守するものとする。

３　申請の撤回

　　補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後１４日以内に申請を撤回することができる。

第５号様式（第９条、第１０条関係）

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　殿

　　　　　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金に係る

補助事業内容の変更等承認申請書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱第（９・１０）条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　変更する事業の内容、経費等の配分

２　中止年月日（中止の場合）

３　理由

４　関係書類

　(1) 事業変更計画書（第２号様式）

　(2）変更収支予算書（第３号様式）

第６号様式（第１３条関係）

 　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

　　　　　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金に係る

実績報告書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施したので、外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱第１３条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

１　事業実績書（第２号様式）

２　収支精算書（第３号様式）

３　その他関係書類

（１）補助事業に係る収入・支出を明記した収支報告書

（２）契約書（写）

（３）納品書（写）

（４）請求書（写）

（５）領収書、通帳等の支出証拠書類の写し又はそれに類するもの

（６）人件費に係る業務日誌

（７）その他知事が必要とする資料

第７号様式（第１４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文　書　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金

交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定した　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金については、　　　　年　　月　　日付　　第　　号をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

　　　　　　年　　月　　日

 東京都知事　　　　　　　　　 印

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　　　　円

２　確　定　額　　金　　　　　　　　　　　円

第８号様式（第１６条関係）

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

　　　　　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付額確定通知のあった標記補助金について、外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱第１６条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　確　定　額　　　金　　　　　　　　　　　円

３　請　求　額　　　金　　　　　　　　　　　円

第９号様式（第２４条関係）

 　　　　年　　月　　日

　東 京 都 知 事　　　　殿

　　　　　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業に係る財産処分承認申請書

　　　　　年度外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

１　処分財産の品名及び取得年月日

２　処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）

３　処分の理由

第１０号様式（第２６条関係）

 　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　　殿

　　　　　　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業遂行状況報告書

　　　　　年　月　日　　付　　産労観受第　号により補助金額を確定した外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業について、外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業費補助金交付要綱第２６条に基づき、　　　　年度の遂行状況等を下記のとおり報告します。

記

１　ポータルサイト運営に関する状況（アクセス数、予約数、取扱チケット等の種類・販売数等）

２　ポータルサイトＰＲ等に関する状況

３　その他、外国人旅行者向けにエンターテイメント情報を発信するために行った取組等